

有料職業紹介手数料表

令和4年4月26日

許可番号 19-ユ-300064

ステップライフ株式会社

代表取締役 柳 沢 暁



サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受ける時の事務費用	<u>求職者1人につき 10,000</u> 円 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後の6月間で支払われた賃金の <u>40</u> % 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後の1年間で支払われた賃金の <u>0</u> % 手数料負担者は <u>なし</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>50,000</u> 円 活動1日当たり <u>0</u> 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後の1年間で支払われた賃金の <u>40</u> % 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後の1年間で支払われた賃金の <u>0</u> % 手数料負担者は <u>なし</u> とします。

※ 消費税別途

(備考)

- 1) 求職者からは手数料を徴収しない。
- 2) 雇用予定期間が1月以上の場合において、2週間以下(就業日数10日未満)の期間で、求職者(雇用者)が自己都合により離職した場合は、手数料は返還する。
- 3) 雇用予定期間が6月以上の場合において、雇用予定期間の1/4以下の期間で、求職者(雇用者)が自己都合により離職した場合は、手数料の1/2を返還する。
- 4) 手数料の計算は100円未満を切り捨てる。

以上